委託業務積算基準 [磁気探査] (農業農村整備編)の改正について 一部改正新旧対照表 (令和6年10月適用)

委託業務積算基準 [磁気探査] (農業農村整備編)

令和6年10月

沖縄県農林水産部

第1章 磁気探査積算基準

第1節 磁気探査積算基準 [略]

別表第1

(1)諸経費率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率 とする。ただし、変数値は下記に よる。 A b		下記の率とする
			~	
率又は変数値	<u>82. 5</u> %	<u>290. 2</u>	<u>-0.091</u>	<u>60. 6</u> %

改正後

第2章 磁気探査標準歩掛

第1節 水平磁気探査 ~ 第2節 鉛直磁気探査 [略]

第3節 運搬費の積算

- 1 水平磁気探査
- 1-1 交通費

連絡車(ライトバン)運転費

(1日当り)

名称	種別	単位	数量	備考
ガソリン	レギュラー	L		3.4 L/h × 2 h
損料	ライトバン2.0L	h	2. 0	運転1時間当り損料
損料	ライトバン2.0L	日	1. 0	供用1日当り損料

- (注) 1. 連絡車はライトバンとし、1日の運転時間は原則として2時間とする。
 - 2. 連絡車運転費には、運転労務費は計上しない。
 - 3. 高速道路等の料金は別途計上すること。
 - 4. 連絡車により器材の運搬は可能なため、器材運搬費は計上しない

委託業務積算基準 [磁気探査] (農業農村整備編)

令和3年10月

沖縄県農林水産部

第1章 磁気探查積算基準

第1節 磁気探査積算基準 [略]

別表第1

(1)諸経費率標準値

対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率 とする。ただし,変数値は下記に よる。 A b		下記の率とする
率又は変数値	<u>59. 9</u> %	<u>285. 3</u>	<u>-0. 113</u>	<u>40. 8</u> %

現行

第2章 磁気探査標準歩掛

第1節 水平磁気探査 ~ 第2節 鉛直磁気探査 [略]

第3節 運搬費の積算

- 1 水平磁気探査
- 1-1 交通費

連絡車(ライトバン)運転費

(1日当り)

名称	種別	単位	数量	備考
ガソリン	レギュラー	L		3.2 L/h × 2 h
損料	ライトバン2.0L	h	2.0	運転1時間当り損料
損料	ライトバン2.0L	月	1.0	供用1日当り損料

- (注) 1. 連絡車はライトバンとし、1日の運転時間は原則として2時間とする。
 - 2. 連絡車運転費には、運転労務費は計上しない。
 - 3. 高速道路等の料金は別途計上すること。
 - 4. 連絡車により器材の運搬は可能なため、器材運搬費は計上しない